

下市町観光協会 地域産品・同窓会支援補助金制度について

同窓会において、下市町の地域産品等を利用した場合、下市町観光協会の予算の範囲内において、補助金を交付します。

目的

同窓会において下市町の地域産品等を利用した場合に補助することにより、下市町関連商品の利用を促進することにより、下市町の魅力を発信することを目的とする。

補助対象となる活動

次の要件を満たすこと。

- (1) 20人以上が集まる、下市町内にあった小学校及び中学校の同窓会であること。
- (2) 代表者が定まっていること。
- (3) 同窓会で下市町の地域産品を使用すること。
- (4) 同窓会で観光協会が指定する下市町のパンフレットを配布するとともに、参加者等に対して下市町のSNS登録を呼びかけること。
- (5) 下市町の関係人口となるよう努めること。

補助対象となる経費等

補助対象経費及び補助限度額は、次に定めるとおりとする。ただし、下市町役場で販売しているグッズについては、現物支給が可能。算出した額に100円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(1) 補助対象経費

補助対象活動を行うために要した次に掲げる経費とする。

- (ア) 下市町地域産品購入経費
- (イ) 下市町関連グッズ
- (ウ) 下市町内の施設使用料

(2) 補助限度額

補助金の限度額は、1回の申請につき上限10,000円とする。(現物支給分の価額を含める)

補助対象期間

令和7年7月16日～令和8年3月 31 日まで

○上記期間内に開催される同窓会の補助対象経費について対象となります。

ただし、申請受付期間は令和7年7月16日～令和8年2月27日までです。

補助想定件数

5件

エントリーについて

申請を希望する場合は、申請前にエントリーが必要です。

エントリー受付期間は令和7年7月16日～令和8年2月27日までです。

※先着順につき、受付期間内であっても、エントリー件数が予算に達した場合は早期に受付を終了することがあります。その場合はキャンセル待ちとなります。

※下市町関連グッズの現物支給をご希望の場合や補助金受領方法によってはお渡し品やお金の準備等がございますので、窓口にお越しいただく日時の調整等させていただく場合がございます。グッズは原則役場窓口での受け渡しとなります。

エントリー方法

下市町役場 地域づくり推進課に電話し、下市町観光協会 地域産品・同窓会支援補助金についてエントリーしたい旨と、申請予定者の名前、連絡先、申請内容等をお伝えください。

申請可能であれば、申請書をご提出いただけます。

受付件数が限度に達している場合は申請書をご提出いただけません。キャンセル待ちとなりますのでご了承ください。

エントリーした結果、申請可能だったが、キャンセルしたい場合は速やかに下市町役場 地域づくり推進課に連絡してください。

エントリー連絡先

下市町観光協会事務局

下市町役場 地域づくり推進課

TEL:0747-68-9070

受付可能時間:月～金 8:30～17:15 (※土日祝除く)

提出書類

申請者は、補助対象物品を購入した上で、次に掲げる書類を提出してください。

- ・下市町観光協会 地域産品・同窓会支援補助金交付申請書兼請求書兼領収書(別紙様式)
- ・支払日、支払金額、支払内容がわかる領収書等の支出証拠書類
- ・補助金振込先の通帳の写し(補助金受領方法が口座振込の場合のみ)

※現物支給のみの場合は別紙様式のみ提出

提出方法

支出した日から起算して30日以内に下市町役場 地域づくり推進課へ提出してください。

内容を審査し、適当であると認めたときは、速やかに補助金を交付します。

※現物支給のみの場合は受取時に別紙様式のみご提出ください。

補助事業の流れ

1. エントリー

受付期間内にお電話ください。

2. 補助対象物品の購入・現物支給分の受け取り・会場使用料の支出等

領収書等支出証拠書類を保管しておいてください。

下市町役場で販売しているグッズは下市町役場地域づくり推進課の窓口にてご購入・お受け取りいただけます。

3. 支払日から 30 日以内に申請(現物支給のみの場合は受取時に申請)

必要書類を揃えて、提出をお願いします。

4. 補助金の交付

申請内容を審査し、適当であれば補助金を交付致します。

- ・補助金受領方法が口座振込の場合

→別紙様式に記載いただいた口座に補助金をお振込み致します。

- ・補助金受領方法が現金の場合

→窓口でお支払いいたします。

〈お問い合わせ先〉

下市町観光協会事務局

下市町役場 地域づくり推課

住所：下市町大字下市 1960 番地

TEL：0747-68-9070